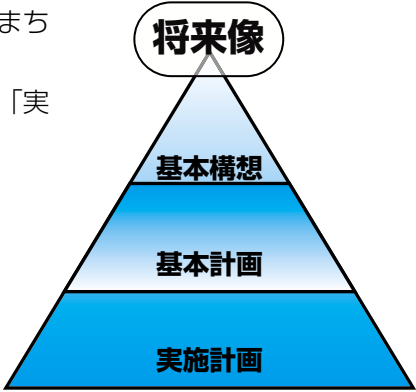


1. 総合振興計画について

1 計画の構成

総合振興計画は、行政計画の最上位計画として位置付けられ、まちづくりの方向性を示すものです。

総合振興計画は、右図に示すように、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されます。



2 計画期間

総合振興計画の計画期間は、下図に示すように、「基本構想」が10年間、「基本計画」については、「前期基本計画」、「後期基本計画」が、それぞれ5年間とします。

飯南町では、合併後に平成18年度から27年度を計画期間とした総合振興計画を策定しています。

また、平成18年度から22年度を計画期間とした「前期基本計画」を策定しています。

このたび、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とした「後期基本計画」を策定しました。

実施計画は、3年計画とし、ローリング方式で毎年見直しを行います。

